

国の「持続化給付金」及び大阪府「休業要請支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書

令和2年4月7日、安倍総理大臣は、感染拡大が急速に進む中、法律に基づき緊急事態宣言を発出した。

現在、緊急事態宣言は解除されたものの、各種の自粛に伴い飲食・観光・イベント等をはじめ多くの事業者が甚大な影響を受けており、未曾有の経済危機に直面している状況である。

こうした事態を受けて、国は、生活に困っている人や中小企業・小規模事業者に現金給付を実施するほか、社会保険料などの支払い猶予を盛り込んだ緊急経済対策を打ち出した。

中小企業・小規模事業者向けの現金給付としては、今回の感染症拡大の影響を受け、売り上げが半減した事業者の事業継続を支援するため、中小企業に対して200万円、個人事業者（フリーランス）に対して100万円を上限に給付する持続化給付金の支給が開始されている。

一方、大阪府では、休業要請に応じた事業者の皆様に、「休業要請支援金」（府・市町村共同支援金）という形で、中小企業に対して100万円、個人事業者（フリーランス）に対して50万円を給付するとともに「休業要請外支援金」制度も創設された。

しかし、現行の税制度では、国が事業者に「給付金」、府が事業者に給付する「支援金」とともに課税対象となるため、事業者の受取金額に影響が出る。

事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための経済対策でもあることから、費用収益対応の原則は一定理解できるものの、今回の「給付金」及び「支援金」にあっては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象外とするべきである。

よって国におかれては、事業者が「給付金」「支援金」を満額受け取れるように、「給付金」「支援金」に対して課税されない仕組みの構築を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月26日

松原市議会